

宮古市庁舎跡地整備事業 基本計画《概要版》

基本計画策定の経緯

宮古市では、現在、宮古駅南側に新たなまちづくりの中心となる地域防災拠点「中心市街地拠点施設」（イーストピアみやこ）を整備（平成30年7月竣工、10月供用開始予定）していますが、市庁舎の移転・集約後の跡地については、新拠点施設と連動した新たな拠点として整備することとし、「宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想」（以下、「基本構想」）を平成28年6月にまとめました。

基本構想における市庁舎跡地の整備に向けた基本的な方針や考え方を継承し、具体化したものが「宮古市庁舎跡地整備事業・基本計画（以下「基本計画」）」です。

今後の詳細設計の段階でも、「宮古市参画推進条例」の理念に基づき、市民の参画を基本として、皆さまのご意見、ご提案をお聞きしながら検討を進めていきます。



左：本庁舎(本館)
(昭和47年竣工)
右：分庁舎
(昭和37年竣工)

上位計画・関連計画における位置づけ

市庁舎跡地の整備を実施するにあたっては、上位計画である「宮古市総合計画・後期基本計画（平成27～31年度）」の策定により、事業が位置づけられ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年2月9日策定）」や「宮古市都市計画マスタープラン」（現在策定作業中）をはじめとする、関連する各種計画等との連携・調整を図ることにより、各部門の分野別計画と一体的に取り組むことにより、「賑わいのある市街地の形成」に取り組んでいきます。

基本理念と基本方針

【基本理念】「賑わいを創り出し、共に育む」新しい空間

- 【基本方針】
- ①市民が日常的に集い、語らう、憩いの場
 - ②四季を通じてイベントを楽しむ、賑わいの場
 - ③周辺と結びつき、まちを育てる、つながりの場
 - ④自然（森・川・海）を敬い、震災の記憶を、伝承する場

整備方針

1 整備の基本的な考え方

市庁舎跡地を、宮古市全体に賑わいの波及効果を生み出す魅力的な場所とするためには、市民と行政が一体となった継続的な取り組みが必要です。

積極的な利用とその検証を通じて、市内だけでなく市外からも多くの人を呼び込むなど跡地のポテンシャル（可能性）を段階的に引き上げていくこととし、以下の3つの考え方をもとに、跡地の整備を進めていくこととします。

① 社会状況の変化に対して柔軟に対応できる空間を整備

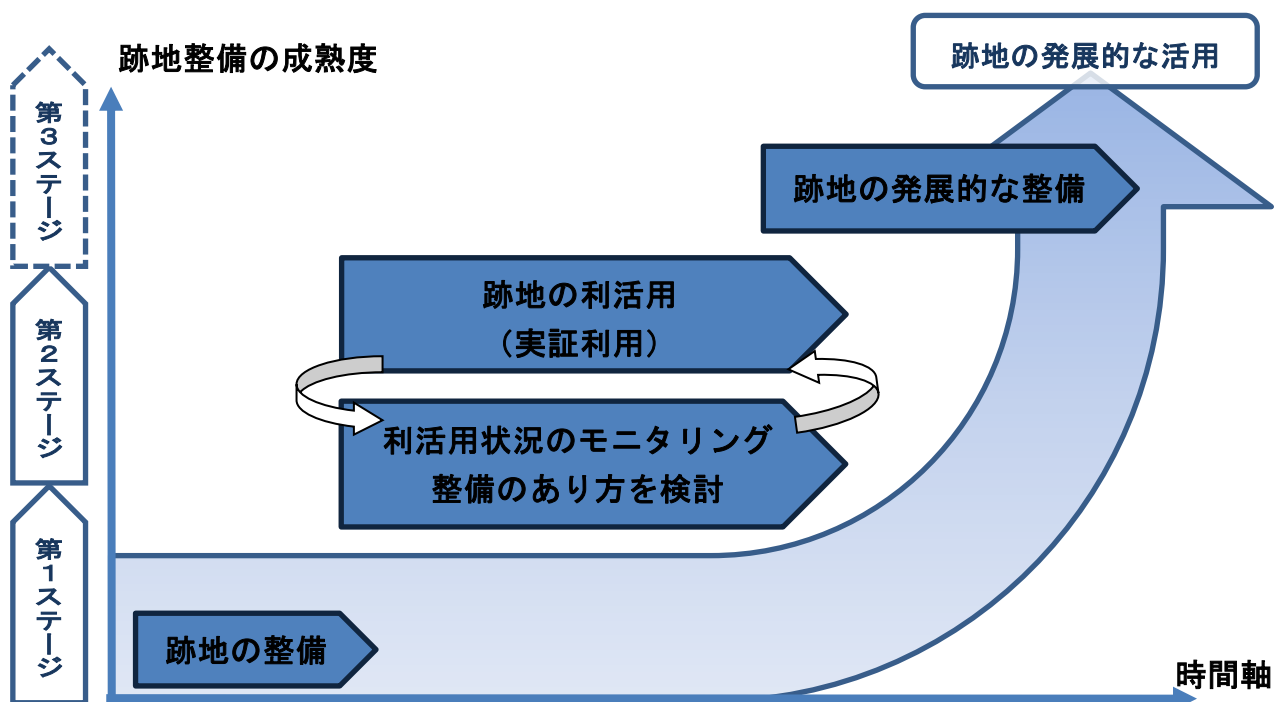
三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の開通やフェリー航路の開設など、社会基盤整備が進められており、市内外及び中心市街地における自動車や歩行者の流れが変わるなど、社会状況が大きく変化することが予想されています。

② 多くの皆さまに積極的かつ継続的に利用される空間を整備

市民アンケート、まちづくり市民会議、関係団体等との意見交換会を通じてたくさんのご意見をいただきました。使い方を限定してしまう空間整備とせず、いただいた様々なご意見を可能な限り反映させるため、積極的かつ継続的に利用される空間として整備する必要があります。

③ 過度な公共投資を必要としない無駄のない空間を整備

市の財政への影響を十分考慮する必要があります。望まれる機能のすべてを市庁舎跡地に導入するのではなく、市内にある既存または今後整備予定のストック（施設）の活用も選択肢に入れること、また、市庁舎跡地の立地特性を考慮しながら、整備内容を厳選し無駄のない空間を整備する必要があります。



導入機能の整理

これまでに提案された市庁舎跡地に望まれる機能について、以下のように整備計画に盛り込むこととします。

市庁舎跡地に望まれる機能と計画に反映すべきポイント

機 能	方 向 性
防 災 (浸水対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮古市津波避難計画(中心市街地・愛宕・築地・光岸地・山口地区版) Ver. 1.1」(危機管理課)に示している避難場所(=中央公民館(裏高台含む))へ速やかに避難できるよう促す整備を検討します。 ・標高が低いこと、周辺道路との兼ね合いから、嵩上げ等による敷地全体を浸水させない方策は困難であり、避難施設の整備には不向きであると考えます。
娯 楽	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを創出するために、屋外型イベント対応できる空間整備を検討します。 ・キッチンカーなどのイベント車両の乗り入れ、屋外電源、屋外水栓及び排水施設の設置を検討します。
集 会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の集会は、公民館、地区センターや消防団屯所などの施設で対応し、様々な団体の打ち合わせは、市民交流センター(仮称)の諸室などでも対応可能と考えます。 ・屋外での集会(例:ラジオ体操など)に対応する空間の整備を検討します。
休息・休憩	<ul style="list-style-type: none"> ・五感を通じて憩うことのできる空間の整備を検討します。 ・多くの利用者に対応できるよう、様々な休息・休憩に対応した施設(トイレ、ベンチ、四阿(あずまや)など)が必要と考えます。
運 動	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内型の運動機能は、シーアリーナなどの体育施設や市内小中学校の学校開放事業により対応可能と考えます。 ・専門的な運動施設は、利用者が限定される可能性があります。 ・屋外型の運動を中心として、多用途に柔軟な利用が可能な広場空間の整備を検討します。
交 通	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模の駐車場及び駐輪場の整備が必要と考えます。 ・自動車交通に過度に依存することなく、公共交通利用、自転車、徒歩等での来訪を促します。
教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内型の教育・学習機能は、市立図書館、生涯学習センター、公民館や市民交流センター(仮称)などで対応可能と考えます。 ・震災津波被害を伝承するエリアの整備を検討します。 ・既存記念碑等を活用し、歴史を伝承するエリアの整備を検討します。
物販・飲食	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいの創出には、物販・飲食機能が展開できる空間は必要と考えますが、新たな施設の整備は、公共施設の増加要因となることから、仮設的に物販・飲食機能が設置できる空間の整備を検討します。 ・社会的状況の変化に柔軟に対応し、周辺の施設との相乗効果が図られるような施設(運用を含む)の整備が必要と考えます。 ・浸水リスクを踏まえた施設整備が必要と考えます。
観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいの創出には、観光拠点になり得る機能(仮設的施設の整備等)が展開できる空間が必要と考えます。 ・浸水リスクを踏まえた施設整備が必要と考えます。

整備計画に関する考え方

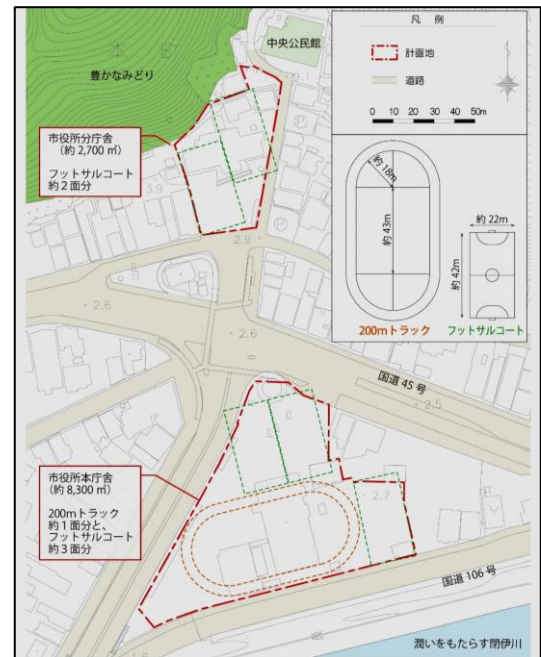
1 計画地の概要

本庁舎は、国道 45 号と国道 106 号に囲まれ、自動車でのアクセス性が非常に高い立地です。標高が低い
ため、大雨による浸水リスクがあります。

分庁舎は、豊かな緑に抱かれ、静かで落ち着いたの
ある場所です。様々な文化活動の拠点となっている中央
公民館にも隣接しています。また、敷地の背後には急
傾斜地があり、土砂災害の危険性も確認されています。

2 計画地の位置及び道路網

計画地は、中心市街地の東側、宮古湾に面した閉伊
川の河口付近に位置しており、内陸をつなぐ国道 106
号と沿岸を南北に貫く国道 45 号が交わる交通の要衝
です。



施設の仕様・規模

1 本庁舎

(1) 「(仮) 多目的芝生広場」

多くの人が集まり、さまざまな活動が展開できる「(仮)
多目的芝生広場」を配置します。

広場には、魅力的な空間づくりのため市内の他の公園に
はない大型複合遊具を設置し、子どもたちの利用をきっか
けに、子育て世代の方々をサポートする活動が展開される
など「賑わいの連鎖」が生まれることを期待します。

広場は、「休息・休憩」、「運動」の機能のほか、イベン
ト利用を行うことで「娯楽」、「集会」の機能を果たす場として、長軸半径約 30m、短軸半径
約 25mの約 2,300 m²の楕円形とし、大型複合遊具などの遊具ゾーンが約 900 m² (30m×30
m)、芝生ゾーンが約 1,400 m²と想定しています。



(2) 「(仮) 多目的コンクリート広場」

耐荷重性を備え、車両の乗り入れや仮設建物の設置を可
能とする「(仮) 多目的コンクリート広場」を配置します。

広場には、仮設店舗の設置などによって「物販・飲食」
や、スポーツイベントの開催による「運動」の機能を果た
す場を想定しています。

「(仮) 多目的芝生広場」(約 1,400 m²) と「(仮) 多目
的コンクリート広場」(約 600 m²) を大型イベント等で一体的に使うことを想定し、これによ
り約 2,000 m²の広場空間が生まれ、多くの人が集まり楽しむことができる空間になります。



(3) 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場の整備台数は、催事を実施しない平日及び休日の利用を想定し、公園利用実態調査（「平成 26 年度都市公園利用実態調査」）の資料を基に、必要台数を算定しました。

年間利用者数（a）及び公園在園者数（b）の 2 つの推計から算定した結果、駐車場整備台数を 50 台、駐輪場整備台数を 25 台と設定しました。

(4) その他施設

敷地の北側、歩道橋スロープ周辺の既存の記念碑等を活用するとともに、震災復興のメモリアルモニュメントの設置を想定した「(仮) 記憶の庭」を配置します。記念碑、メモリアルモニュメントや津波浸水高の表示などを通じて、「教育・学習」や「観光拠点」の機能を果たす場として利用が期待されます。

また、季節感を演出する花木を群植させた「(仮) 季節の庭」を配置、「休息・休憩」の機能を果たすトイレ、四阿（あずまや）やベンチの配置、「防災（浸水対策）」の機能を果たす「避難誘導サイン」も適所に配置することを想定します。

2 分庁舎

(1) 「(仮) 多目的アスファルト広場」

分庁舎の敷地には、車両の乗り入れも可能で、様々なイベントに対応可能な空間となる「(仮) 多目的アスファルト広場」を配置します。約 970 m²の規模とし、例えば約 22m×約 44mのフットサルコートなども配置が可能です。

まちづくり市民会議が主催するイベント（平成 28、29 年に開催）で会場の一つとなり、まちなか全体に賑わいが生まれたことから、跡地を起点とした「まち歩き」も期待できることが実証されています。

日常的には、跡地広場の利用者や中央公民館の利用者向けの駐車場として、また、本庁舎跡地を主会場に規模の大きいイベントを開催する場合は、専用駐車場としての活用も想定し駐車可能台数は 30 台と設定しました。

(2) その他施設

敷地北東の歩行者出入口と敷地中央の「(仮) 多目的アスファルト広場」には、約 2mの高低差があります。この高低差を解消するため、階段とスロープを設置し、有事の際の避難路として機能することを想定し、「休息・休憩」の機能を果たすトイレやベンチの配置、「防災（浸水対策）」の機能を果たす「避難誘導サイン」も適所に配置することを想定します。



利用イメージ

(1) 春の日

大型遊具では、子どもたちが元気な声を響かせながら遊んでいます。桜と一緒に眺めたり、広場ではイベントが実施されるなど、子どもたちと子育て世代だけでなく、若者からお年寄りまで、多くの人々が楽しく過ごして、賑わいが創り出されている様子を描いています。



(2) 冬の夜

ライトアップされたシンボルツリーに人々が魅せられています。広場では、仮設店舗が出店し、多くの人々が飲食などしながら過ごし、賑わっている様子を描いています。

(3) 施設整備後の鳥瞰パース ちょうかん



事業計画

1 概算工事費及び整備財源

(1) 概算工事費

(単位：百万円)

工種	本庁舎	分庁舎	合計	備考
庁舎解体工事	230	70	300	
跡地整備工事	315	65	380	
合計	545	135	680	消費税8%含む

(2) 整備財源

過疎債などの有利な財源を確保し、一般財源の抑制を図ります。震災メモリアルモニュメントの設置については、東日本大震災復興基金の活用を検討します。

事業スケジュール

平成30年度は、解体工事及び跡地整備工事の実実施設計を行います。イーストピアみやこ（中心市街地拠点施設）が完成した後、市役所機能の引越しを経て31年度に解体工事に着手、その後、32年度に整備工事、33年度の供用開始を想定しています。

事業スケジュール

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
跡地整備	基本構想		基本計画(案)作成		基本計画策定		解体設計 跡地設計		解体工事		整備工事		供用	
			基本計画(案)作成		基本計画策定 用地測量調査									
拠点整備	基本設計・実施設計・整備工事													
	引越 供用													

整備事業の実施に向けて

1 各段階における課題及び配慮すべき事項

(1) 設計・施工段階

解体工事と跡地整備工事の2つの工事の発注にあたっては、それぞれの工事における役割分担を明確化し、現場の引継ぎが円滑に行われるように留意しながら進めます。

(2) 管理・運営段階

施設の管理や運営は、『「賑わいを創り出し、共に育む」新しい空間』を創り出すために、どのような方式を採用するかについて、今後も検討を続けます。

(3) 持続的な取り組み

市庁舎跡地を拠点のひとつとして持続的に発展させるためには、市民と行政が一体となった継続的な取り組みが必要であり、その仕組みについて検討します。

また、跡地のポテンシャル（可能性）を段階的に引き上げながら、市全体に賑わいの波及効果を生み出す魅力的な使い方や新たな整備などは、供用開始後も継続して検討を続けます。

関連する諸課題〈宮古市議会からの提言より〉

1 観光・商業等の産業振興施設整備

市庁舎跡地を活用し、市外からの観光客などの交流人口の拡大につなげる拠点施設としての観光・商業等の施設については、今後の重要施策課題として、民間経済団体との公民連携事業も視野に入れて検討を進めるよう提言されています。

三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路などの整備による将来の交通体系の変化を見極め、今後の地域経済を見据えた交流人口の拡大に向けた施策の一つとして今後も検討します。

2 地域のコミュニティセンターの整備

将来、中央公民館が廃止された場合の分庁舎跡地の活用策として、地域住民の集会やサークル活動などに供するコミュニティセンターの整備が提言されています。

「公共施設再配置計画（実施計画）」による処分の方針、現時点の利用状況、市民交流センター（仮称）供用後の利用状況や土砂災害の危険性などを踏まえて今後も検討します。

3 投票所機能の確保

現在の市庁舎は、末広町から光岸地までの広いエリアを対象に、有権者約1,700名と規模の大きい投票所になっています。投票環境に変更がある場合は、投票行動に影響があるため、他の公共施設に投票所機能を備えるなど、代替施設については今後も検討します。

4 旧愛宕小学校の活用

屋内外でのスポーツの場や子どもの遊び場、各種団体の交流の場等として、旧愛宕小学校の利活用と庁舎跡地との一体活用が提言されています。

市民ニーズ、類似施設の利用状況、「公共施設再配置計画（実施計画）」による処分の方針、大規模改修や新たな設備投資、土砂災害の危険性などを見極め今後も検討を進めます。

宮古市庁舎跡地整備事業基本計画《概要版》

平成30年3月

■お問い合わせ■

岩手県宮古市企画部 復興推進課拠点施設推進室

電話 0193-68-9089（直通）

FAX 0193-63-9123

メール fukkou@city.miyako.iwate.jp

